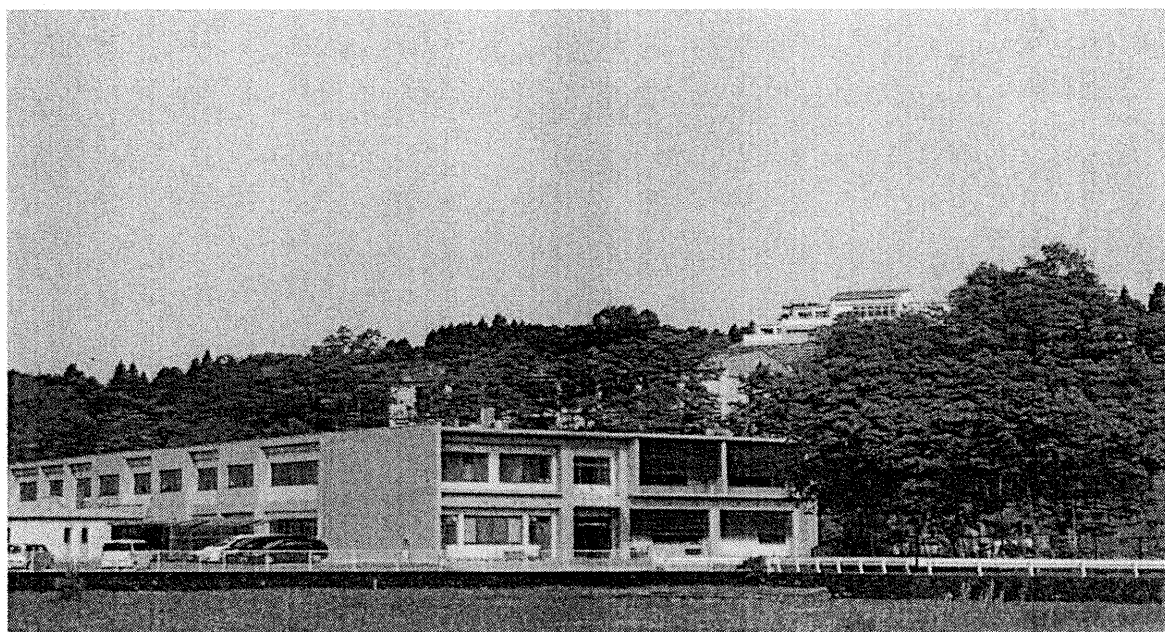


業 務 概 要



令 和 6 年 4 月

大 分 県 立
二 豊 学 園

目 次

	頁
第1 学園の概要	1
1 施設の概要	1
(1) 目的	1
(2) 基本理念	1
(3) 沿革	2
(4) 施設規模	2
・建物配置図	
・本館平面図	
・寮舎平面図	
(5) 組織	6
(6) 職員の状況	6
(7) 指導課職員体制	6
2 業務の概要	7
(1) 児童の入退所	7
(2) 入所児童の状況	8
(3) 自立支援	9
(児童への支援、家族への支援、退所後の支援)	
・寮生活スケジュール	12
・分校校時表	14
第2 令和5年度事業実績	15
1 児童の状況	15
(1) 在籍児童数の推移	15
(2) 在籍児童数と退所児童の状況	15
(3) 無断外出	16
2 業務実施状況	16
第3 令和6年度事業計画	17
1 運営基本方針	17
2 重点目標	18
3 主要行事予定	19
<資 料>	20
1 入・退所、在籍児童数	20
2 在籍児童の状況（暦年度推移）	21
3 令和5年度在籍児童の状況	22

第1 学園の概要

1 施設の概要

(1) 目的

平成10年4月1日の児童福祉法の改正により、「児童自立支援施設」（従前は「教護院」）として、それまでの不良性のある児童に加えて、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童も入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立（自己選択、自己決定、自己責任）を支援する。また、学園を退所した児童についても、必要に応じて、訪問等により関わりを継続し、社会的自立に向けた支援を行う。

※児童福祉法

【児童自立支援施設】

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

【児童福祉施設に入所中の児童等の教育】

第48条 …児童自立支援施設の長、…は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中…の児童を就学させなければならない。

(2) 基本理念

ア こどもの人権を守り、「子どもの最善の利益」を考慮した支援を行います。

イ こども一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、愛情に満ちた一貫性のある支援を行います。

ウ 「主人公はこどもたちである」という認識のもとに、こどもの意見や思いを十分に聴き、施設の生活に活かしていきます。

エ こどもたちが、生活の中で相手の感情や立場を相互に理解し、思いやりの心を学び、互いに育ちあうよう支援します。

オ こどもたちが、保護者、家族及び出身校の先生方と頻りに交流できるよう配慮し、その絆を深めながら「地域と協働した子育て」を推進します。

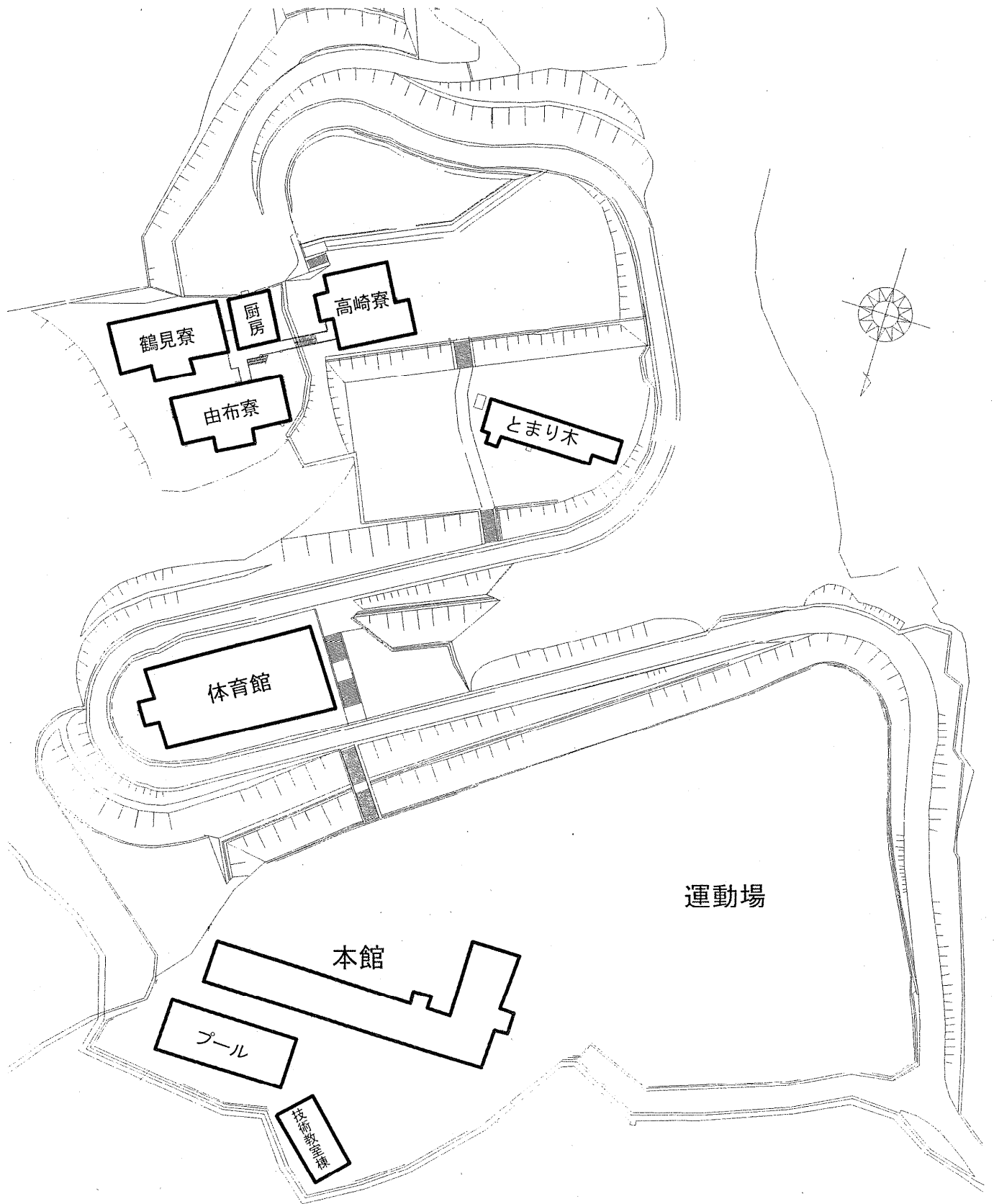
(3) 沿革

1908 (明治41)年	10月	代用感化院慈善奉公会 ^{じきんか} 循誘学館として(旧)鶴崎町に開館
1913 (大正 2)年	4月	大分市上野に移転
1935 (昭和10)年	10月	大分少年教護院に改称
1937 (昭和12)年	4月	大分県立少年教護院として発足
1942 (昭和17)年	4月	大分県立二豊学園と改称
1961 (昭和36)年	5月	鶴崎市(現大分市)小池原に移転
1973 (昭和48)年	8月	現在地(大分市端登)に移転
2008 (平成20)年	3月	3寮舎を改築
2008 (平成20)年	10月	前身の施設開館から100周年
2011 (平成23)年	1月	本館を改築
2012 (平成24)年	4月	大分市立竹中中学校二豊学園分校が開校 〃 竹中小学校二豊学園分教室 〃

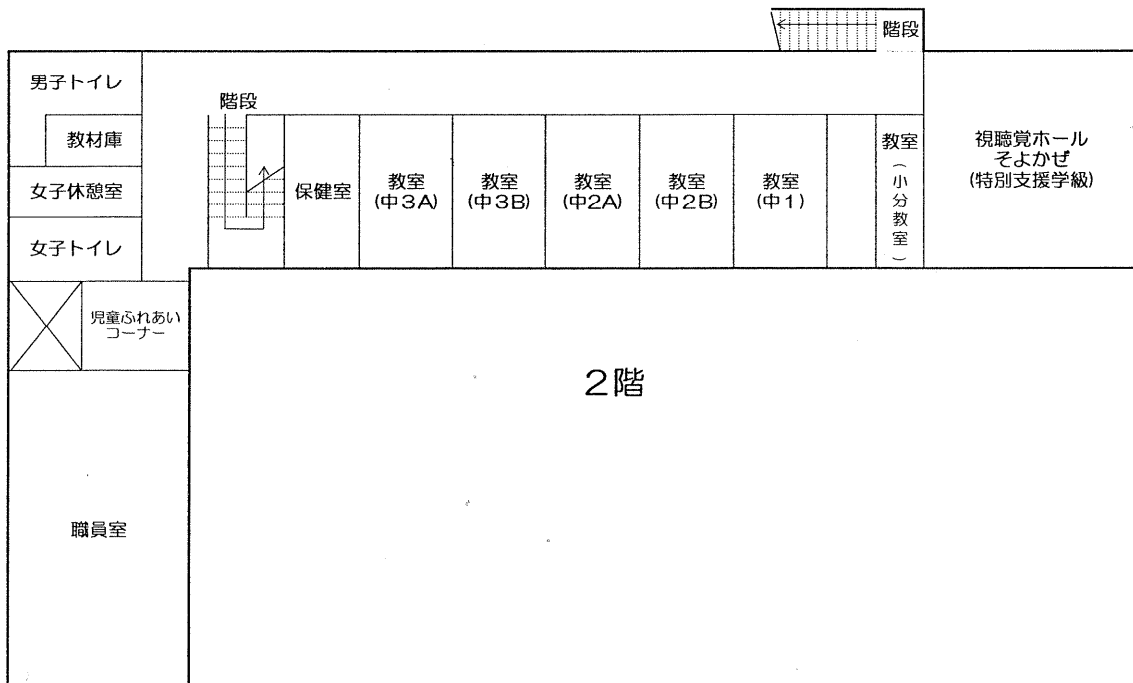
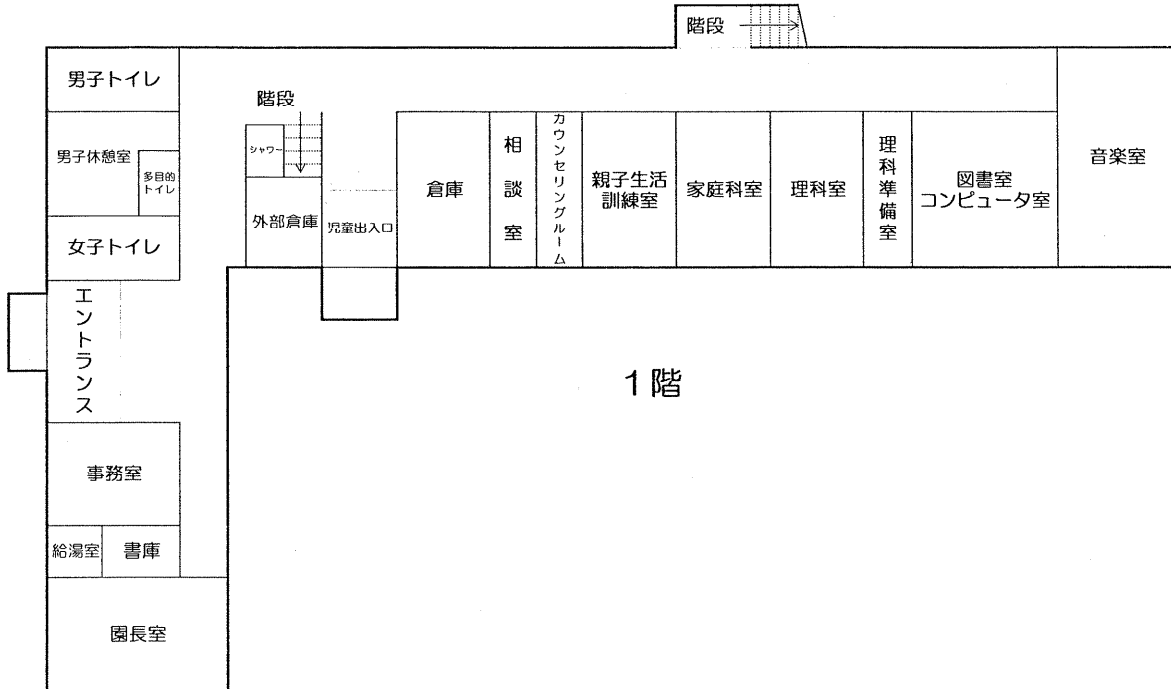
(4) 施設規模

・定員	22名	(男子 2寮16名、女子 1寮6名)
・敷地面積	35,225.4	m ²
・建物		
本館	1棟	(鉄筋 2階建) 1,245.89 m ²
寮舎	3棟	(鉄筋 2階建) 903.29 m ²
旧寮舎	1棟	(鉄筋 2階建) 199.60 m ²
調理舎	1棟	(鉄筋 2階建) 158.40 m ²
体育館	1棟	(鉄筋 1階建) 700.72 m ²
技術教室棟	1棟	(鉄骨 平屋建) 131.00 m ²

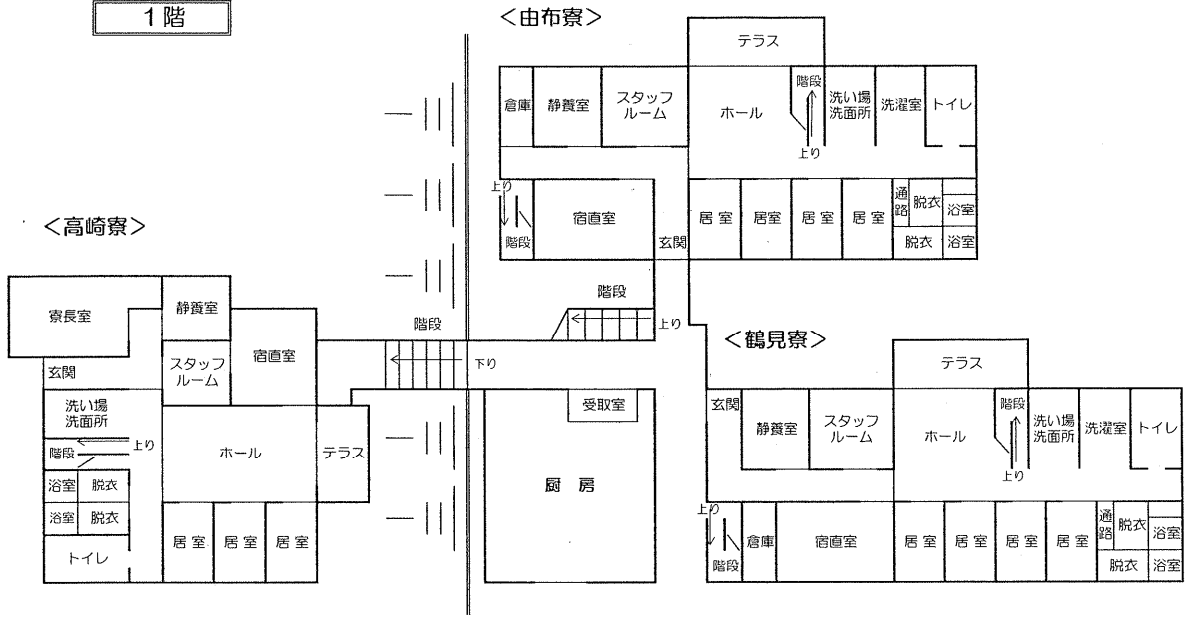
二豊学園建物配置図



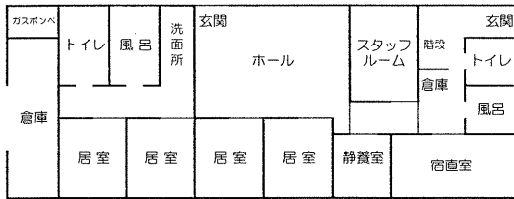
二豊学園 本館平面図



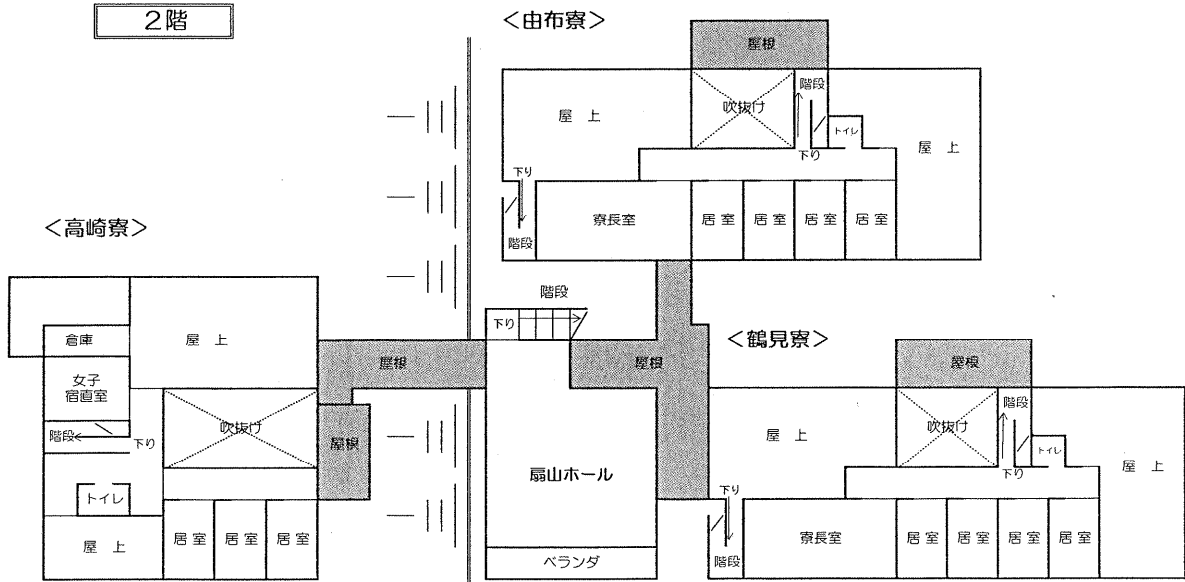
1階



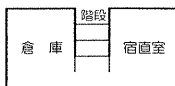
<とまり木>



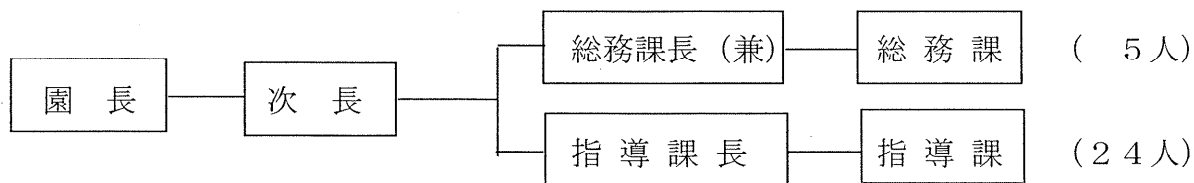
2階



<とまり木>



(5) 組織



(6) 職員の状況

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

職名	正 規 職 員											臨時的任用職員・会計年度任用職員						合 計			
	学 園 長	次 長	総 務 課 (5人) (次長が課長を兼務)					指 導 課 (24人)					栄 養 士	調 理 員	生 活 支 援 員	生 活 支 援 補 助 員	看 護 師		嘱 託 医	計	
			課 長 (兼)	副 主 幹	調 理 士	業 務 技 師	事 務 補 佐	課 長	主 幹	副 主 幹	主 査	主 任 事									計
男	1				2	1	1	1	1	1	4	11	23			1			1	2	25
女		1	(1)	1						1	2	3	8	1	2		3	1	1	8	16
計	1	1	(1)	1	2	1	1	1	1	2	6	14	31	1	2	1	3	1	2	10	41

(7) 指導課職員体制

- 指導課長 (常勤) 1人
- 寮担当職員
寮会長 (常勤) 1人

職 名	由布寮(男子)	鶴見寮(男子)	高崎寮(女子)
寮 長 (常勤)	1人	1人	1人
児童自立支援専門員 (常勤)	5人	5人	5人
保育士 (常勤)	—	—	1人
小 計	6人	6人	7人
児童生活支援員 (常勤)	1人	—	—
児童生活支援補助員 (非常勤)	—	—	3人※
計	7人	6人	10人

※大分大学福祉健康科学部の学生 (女性3人)

- 専門技能職員
 - ・心理職員 (常勤) 1人
 - ・看護師 (非常勤) 1人
- 産育休等職員 (常勤) 2人

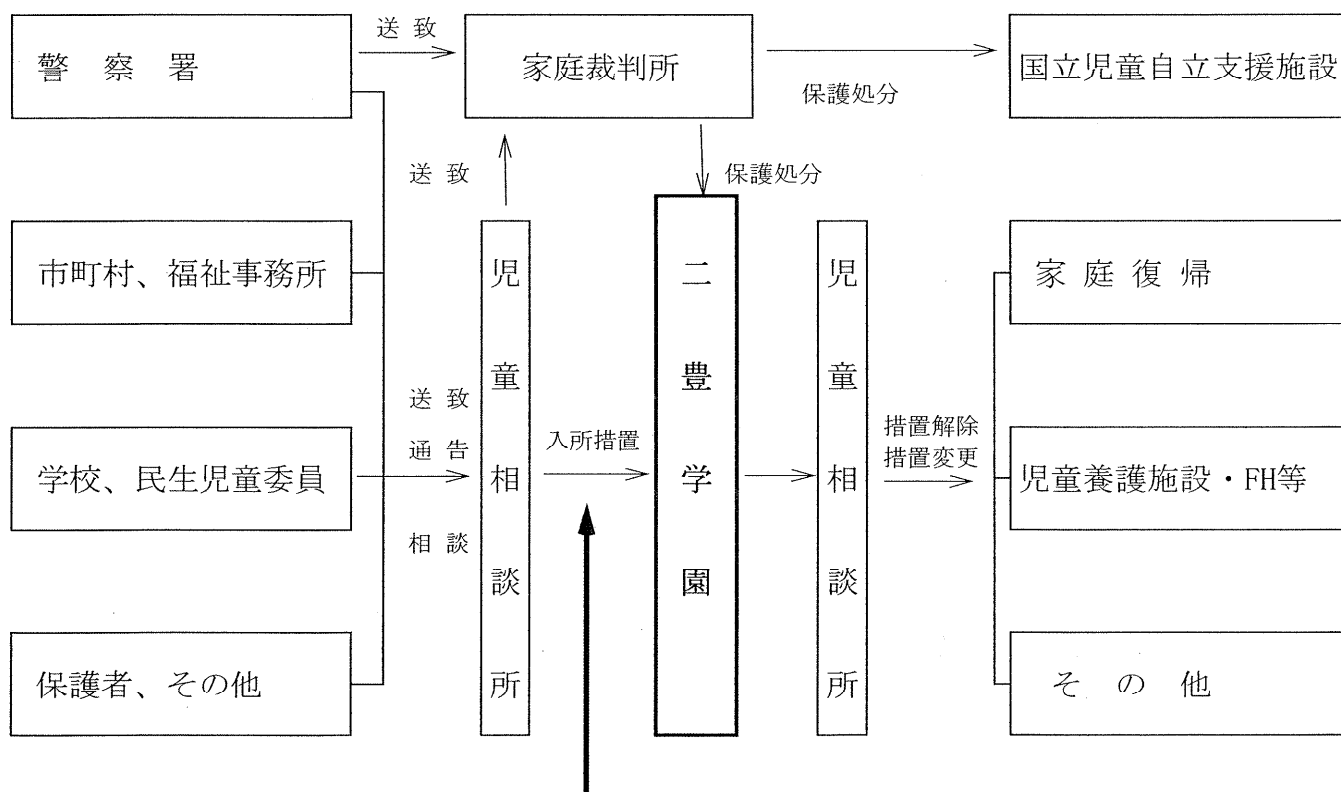
2 業務の概要

(1) 児童の入退所

家庭、学校、民生児童委員、市町村、福祉事務所、警察等から児童相談所に相談又は通告のあった児童のうち、学園での支援が適当であると児童相談所で決定された児童及び家庭裁判所の審判により決定された児童が入所する。

退所は、基本的な生活習慣の改善を基盤に、児童個々の自立に向けた課題の達成や心身の成長が認められ、家庭等の受入体制（生活環境）の整備がなされ、学校や社会に適応できると判断された場合等に、児童相談所が総合的に評価して決定する。

< 入退所経路 >



(本人・保護者の同意)

(2) 入所児童の状況

① 入所経路

令和5年度在籍児童(24人)の入所経路

- ・ 家庭から入所した児童 15人(62.5%)
- ・ 児童養護施設等から入所した児童 6人(25.0%)
- ・ 家庭裁判所の審判により入所した児童 3人(12.5%)

② 家庭(保護者)の状況

令和5年度在籍児童(24人)の家庭状況

- ・ 両親のいる児童 10人(41.6%)
(実父母5人、ステップファミリー5人)
- ・ 一人親のみの児童 14人(58.3%)
(実母のみ14人、実父のみ0人)

③ 児童の情緒的・精神的な状況

入所児童の多くは、ネグレクトや身体的虐待、心理的虐待など、長期間不適切な養育環境の中で生活してきている。乳幼児期等に親からの適切な愛情や関わりを受けることが不十分だったために特定の大人との愛着形成が築けなかったり、トラウマが影響して問題行動に繋がっている現状もある。なかには、性被害等を体験している児童もおり、日々精神症状を訴えたり情緒不安定な状態を表す児童もいる。

また、大人や社会に対する信頼感の欠如が行動面等に見られており、基本的な生活習慣などのソーシャルスキルが年齢相応に身につけていない児童が殆どである。近年の入所状況は、ASD(自閉症スペクトラム)やADHD(注意欠如多動症)などの発達障がいを抱えた児童や、性非行、家庭内暴力、ゲーム依存・不登校、家庭や施設・学校での不適応などで入所に至るなど、理由は多種多様である。

加えて、知的レベルが標準値(IQ90~109)を下回る児童が5割を超えており、学力の低さに加えて学習意欲の低下などが顕著に見られており分校と連携し児童個々の能力や状態に応じた丁寧な個別での関わりや学習支援が重要になっている。対人面においては、児童間トラブルが頻繁に発生しており、「衝動的にキレる」、「不適切な言動を繰り返す」などの行動に、その都度丁寧に関わりながら、自己覚知から自己肯定感(自尊感情)への回復と、自立に向けた課題の達成を目指し、職員一同、一貫性を持って取り組んでいる。

(3) 自立支援

自然に恵まれた環境の中で、児童が安心して安全に生活し学べる場を保障すると共に、①児童支援、②家族への支援、③退園後支援を基本とした自立支援を行っている。

学園敷地内に、児童の生活の場所となる「寮」と「学校教育を学ぶための「分校」を併設しており、寮は小舎制を基本に家庭的な雰囲気のもと、規則正しい生活習慣を通じて、社会生活上必要なスキルを身につけるための関わりや指導を行っている。

分校では、児童の能力や特性に応じた学習指導に取り組み、学習習慣の定着、基礎学力と意欲の向上を目指している。また生活の規律を学ばせ、体験活動、集団活動を通じて、相手を思いやる気持ちや自立心を養わせるなど、寮と連携した取り組みを行っている。

寮生活は、専門性を有する職員のもと、「枠のある生活」の中で、児童の健全育成を目指し人権に配慮した家庭的・福祉的なアプローチにより、個々の「育てなおし」と「退所後の生活に繋ぐ」ことを目的とした取り組みを行っている。

① 学園寮の児童支援（生活支援・学習及び部活動支援・寮活動支援）

(ア) 生活支援

- ・生活支援の拠点である寮においては、児童と共に生活することを通して、生活習慣や人との関係づくりを体得させ、心身の健全化を図っている。
- ・児童は、3つの寮（男子寮2、女子寮1）に分かれて生活。平成19年5月からは、寮スタッフによる交替制（宿直勤務）としている。

a 支援目標

- ・児童一人ひとりの存在を大切にし一貫性ある支援を行う。児童が主体的に活動できる力を育成すると共に、将来に繋がる処遇に向けた取り組みを児童相談所と連携し行う。

b 支援内容

- ・安全で安心できる環境の中で規則正しい生活習慣を獲得できるよう支援する。
- ・愛着が育まれるよう家庭的な雰囲気の中で、職員が家族として、児童一人ひとりの存在を大切にし、愛情を持って支援する。
- ・児童が育ってきた歴史に目を向け、行動・特性面、能力面などを総合的に見立て個々の自立支援に取り込む。定期的に支援の評価・見直しを行う。
- ・精神病的な症状や情緒的に不安定な状況を示すなど専門的なケアを必要とする児童に対して、医療機関等と連携した適切な支援を行う。
- ・児童が意見表明できる環境作り、職員とコミュニケーションが図れる関係作りを行っている。また月1回、外部相談員による児童の相談窓口を設けている。

(イ) 学習及び部活動支援

- ・学力が低く学習意欲も乏しい児童が多くいるため、分校と連携しながら基礎学力の強化と意欲の向上に重点をおいた学習指導を行なっている。また部活動や各種行事を通じて、達成感や連帯感を体験させる取り組みなど、豊かな感情を育む

と共に自己肯定感（自尊感情）を高め、社会性の向上を図っている。

a 支援目標

①学習意欲の向上と学習習慣の定着を目指す。～分校学習指導部との連携～

- ・児童が分かる喜びを見出し、自分の将来に見通しを持てるようにする。
- ・学習方法を身につけ、主体的に取り組めるようにする。

②部活動支援で、「礼儀やマナー・思いやりや感謝・社会性の育成」を目指す。

b 支援内容等

- ・入所時に学力テストを実施し、その学力に応じた学習計画を立て、一つずつ達成していくことにより、意欲的な学習姿勢を養う。
- ・定期テストや漢字検定試験等を通じて、児童が成績の向上や検定合格の達成感を味わう機会を設けることにより、学力意欲を向上させる。
- ・高校等への進学希望者には、それに対応した学習指導を行う。
- ・「性」課題のある児童には、児童相談所と連携した支援を行っている。

c 部活動等

- ・九州少年野球大会や同バドミントン大会、園内持久走大会等の各種大会に向け、1年間を通じて計画的に練習に取り組んでいる。
- ・分校では、生徒会活動を通じて身の回りの問題や課題を自分たちで考え、話し合い、決定し、解決していく力を身に付けさせている。また9月には、児童の成長の披露と保護者等家族との交流を目的とした「ふれあいスポーツ大会（運動会）」を保護者や学校、児童相談所等の関係機関を招いて実施している。

(ウ) 寮活動支援

- ・多くの児童は生活体験に乏しく、経験不足が見られることから、生産活動・環境整備・レクレーションなどを通じ、集団活動を充実させていくことで、自尊感情を高め社会性の向上を目指している。

a 支援目標

- ・「農作業」により土に触れ、自ら植えた作物を自ら消費することで、食物や生産者への感謝の気持ちを育む。共同作業などを通して、人間的ふれあいや相互理解を深め、社会性や協調性などを培うように支援する。
- ・「環境整備」を行うことにより、自らが生活の場としている環境を大切にすることを育む。
- ・「行事や体験活動」を通して、準備をすることの大切さ、やり遂げた時の達成感など、豊かな感受性を育む。

b 支援内容

- ・係活動における寮内清掃、学園内の除草作業
- ・各寮の畑における野菜・花などの栽培活動
- ・買い物実習、寮レク、寮キャンプなどの園外体験活動

- ・児童、職員が交流する学園行事

② 家族への支援

- ・家族との信頼関係を構築し、児童と家族との絆を大切にしながら、児童の健全育成に取り組むため、家庭や学校等と調整を図り、家族再統合に向けた家族の関係作りや支援体制を確立させる。

(ア) 支援目標

- ・家族が抱える問題や課題に対して、児童相談所等との関係機関と連携して、その改善や解決を図る。

(イ) 支援内容

- ・児童相談所等と連携し、退所後の家族を支えるための環境づくりに取り組む。
- ・家族との関係調整に際しては、家族や児童の状況について常に児童相談所等と情報を共有する。また、児童と保護者の安定した関係構築を目指すと共に、保護者の養育力向上に繋がる支援を行なう。
- ・児童と家族との良好な関係を築くため、面会、外出、一時帰宅などを行う。

③ 退園後の支援

- ・児童は、学園生活の中で、様々な支援を受けて成長し、目的を持って新たな生活場所や進路に向けて退所していく。

しかし、学園での守られた環境と違い、自由な生活空間や周囲からの誘惑などによって、健全な自立（自己選択・自己決定・自己責任）を図るには、まだ時間と困難が伴う状況がある。そのため、学園退所後においても、スモールステップによって周囲の力を借りながら、少しずつ社会適応していくことが必要となる。

そのためには、関係の深い大人の継続的な関わりや見守りが必要となり、児童の立ち直りや社会的自立には、保護者や関係機関の理解と協力が不可欠である。

退所後も児童が家庭や地域に適応し健全な自立を目指して成長して行けるよう、児童相談所や学校等、関係機関と連携を図りながら支援を繋いでいる。

(ア) 支援目標

- ・児童が社会と繋がりを持てるようになり、新しい環境にスムーズに適応できるよう「アフターケア」の取り組みを推進する。

(イ) 支援内容

- ・退所にあたっては、児童相談所や関係機関等と協議の上、適切な退所時期の決定や、退所後の生活の場の提供に努め、併せて支援体制を構築する。
- ・退所した児童が安定した社会生活を送ることができるよう、アフター支援計画に基づき、児童相談所の通所、学校・施設や家庭への訪問、電話連絡などにより支援を行う。

寮生活スケジュール（平日） ～ きまりや時間を守って規則正しい生活を～

大分県立二豊学園

時 間	生活日課	備 考
7:00	起床・朝の会 ・布団上げ ・更衣 朝の活動① ・寮内の掃除・整理整頓	・身なりを整えて、ホールに集合する ・係ごとに協力して行う
7:20	朝の活動②(①高崎寮、②鶴見寮、③由布寮) ・食事準備（食事取り・配膳） ・朝食 ・食缶(食器)洗い、返し(生ゴミ)	・厨房への行き来は職員が引率する ・栄養を考え、嫌いなものも努力して食べる ・食器、食缶洗いは児童が行う
8:00	登校準備	・制服に着替える ・忘れ物が無いようにチェックする
8:20～8:25	登校（①高崎寮、②鶴見寮、③由布寮）	・登校が遅れる場合は指導課長に連絡する
8:30～8:40	学 活 ・月曜は、児童朝礼	
8:45～8:55	朝自習	
9:00～17:20	<本館で授業、部活>	・火、木は、14:30帰寮 学習、寮活動等
17:30	帰 寮 ・更衣 夕べの活動 ・学習①:宿題	・各寮ごとに、時間差を設けて帰寮 ・制服からジャージに着替える
18:00	夕 食（①高崎寮、②鶴見寮、③由布寮） ・食事取り・配膳 ・夕食 ・食缶(食器)洗い	・食缶(食器)は翌朝、厨房に返す
19:00	ゆとりの時間 ・学習②:宿題の残り、自主学習 ・テレビ、DVD、音楽、マンガなど ・おやつ ・入浴	・自室にこもらず、ホールで活動する ・おやつはホールで食べる ・入浴後は寝間着で過ごす
21:00	就寝準備・夜の会 ・布団敷き ・歯磨き ・日記書き	・日記提出後は、自室で過ごす
22:00	消灯、就寝	・ホール、居室とも完全消灯 (電気スタンドも消す)

寮生活スケジュール（休日）

大分県立二豊学園

時間	生活日課	備考
7:00	起床・朝の会 ・布団上げ・更衣	・身なりを整えて、ホールに集合する
	朝の活動① ・寮内の掃除・整理整頓	・係ごとに協力して行う
7:20	朝の活動②(①高崎寮、②鶴見寮、③由布寮) ・食事準備（食事取り・配膳） ・朝食 ・食缶（食器）洗い、返し（生ゴミ）	・厨房への行き来は職員が引率する ・食器、食缶洗いは児童が行う
8:10	ゆとりの時間	・土曜日は部活動準備
9:00	午前の活動 ・寮内掃除、畑づくり、草刈り作業など ・寮レクリエーション	・土曜日は部活動
12:30	昼食（①高崎寮、②鶴見寮、③由布寮） ・食事準備（食事取り・配膳） ・昼食 ・食缶（食器）洗い、返し（生ゴミ）	・朝食と同様
14:00	午後の活動(寮扱い)	
16:30	活動終了 夕べの活動 ・学習①:宿題	・活動内容によって洗濯、入浴もあり ・おやつ販売(土曜日)
18:00	夕食準備（①高崎寮、②鶴見寮、③由布寮） ・食事取り・配膳 ・夕食 ・食缶（食器）洗い	・食缶（食器）は翌朝、厨房に返す
19:00	ゆとりの時間 ・学習②:宿題の残り、自主学習 ・テレビ、DVD、音楽、マンガなど ・おやつ ・入浴	・自室にこもらず、ホールで活動する ・おやつは夜のみ ・入浴後は寝間着で過ごす
21:00	就寝準備 ・布団敷き・歯磨き ・日記書き	・日記提出後は、自室で過ごす
22:00	消灯、就寝	・ホール、居室とも完全消灯 （電気スタンドも消す）

分校校時表

	月	火	水	木	金
	登校 8:30まで 学活 8:30 児童朝礼 8:40	登校 8:30まで 学活 8:30~8:40			
		朝自習 8:45 ~8:55			
1限	9:00 ~		9:45		
2限	9:55 ~		10:40		
3限	10:50 ~		11:35		
4限	11:45 ~		12:30		
給食 休憩	12:35~13:00				
	13:00~13:25				
5限	13:25 ~		14:10		
6限	14:20~ 15:05	学活 14:15 〈簡易清掃〉 下校 14:30	14:20~ 15:05	学活 14:15 〈簡易清掃〉 下校 14:30	14:20~ 15:05
清掃 学活	清掃 15:05 学活 15:20 下校 15:30		清掃 15:05 学活 15:20 下校 15:30		清掃 15:05 学活 15:20 下校 15:30

第2 令和5年度事業実績

1 児童の状況

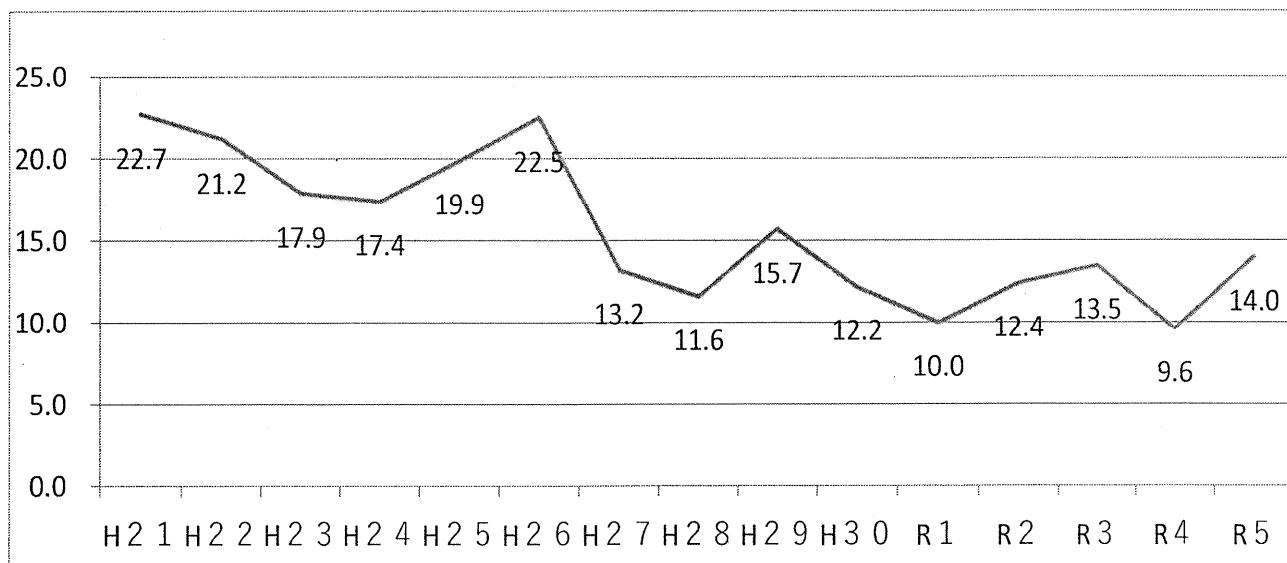
(1) 在籍児童数の推移

1日平均在籍児童数を見ると、現在地に移転した昭和48年度は36.5人であったが、その後、昭和63年度には13.7人と減少した。このため、平成元年度に5寮体制から3寮体制に変更している。その後も児童が複雑多様化していく中で、平成26年度まで20人前後で推移。平成27～28年度は、非行性と発達特性の強い児童の入所が重なるなどし、学園全体が不安定な状態になったことから、新規入所児童が大幅に減少した。

その後、平成29年度は15.7人と増加。平成30年度は12.2人、令和元年度は10.0人、令和4年度は9.6人と減少傾向が継続していたが、令和5年度は14.0人と増加に転じている。

年度別 1日平均在籍児童数

(単位:人)



(2) 在籍児童数と退所児童の状況

令和5年度の在籍児童数は24人で、うち15人が年度内に退所した。

入退所の内訳

年度当初在籍	年度中入所	年度中退所	年度末在籍
11人	13人	15人	9人

退所理由の内訳

家庭引取	措置変更	住込就職	強制措置	家裁送致
7人	6人	0人	0人	2人

(3) 無断外出

施設は鍵や柵等のない開放的な施設であることから、家に帰りたくなったり、友達に会いたくなったりして、児童が無断外出をすることがある。

<無断外出の状況>

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件 数	1	0	2	1	1	7	3	2	4	3	1	0	1	0
延人数	4	0	3	2	2	11	4	2	4	3	1	0	1	0

2 業務実施状況

令和5年度は、次のとおり業務を実施し、児童の処遇の向上に努めた。

(1) 主要行事の計画的実施

新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴い、感染対策を徹底しながら、「九州少年野球大会（男児）」、「九州少年バドミントン大会（女児）」をはじめ、学園の主要な行事を実施することができた。

(2) 個別支援の充実

児童入所時の初期アセスメント結果を分校を含めた職員間で共有することなどにより、児童の理解を適確に行い、児童の個性（特性・情緒・学力等）や生育歴を踏まえた支援目標を設定し、段階的に支援した。また、定期的に適切な評価を行い支援内容を見直した上で児相とのケース会議で共有し、処遇の充実に努めた。

(3) 進路支援の充実

高校進学を希望する児童について、特別日課を組んで学科指導を行った結果、高等学校や支援学校（高等部）等に進学することができた。

(4) 退所後の支援（アフターケア）

退所した児童が、家庭や地域、学校、職場等で自立した生活を行っていくためには、アフターケアは非常に大切であり、欠かせないものであるため、退所後も児童や保護者に対する支援を行った。また、新たな施設に措置される児童について、施設と密に連携した引き継ぎを行った。

(5) 地域社会との交流

例年、学園・分校の実施する「ふれあいスポーツ大会」（運動会）に、地域住民の代表や民生児童委員の方々を招待し交流を行っていたが、「新型コロナウイルス感染症の拡大」の影響により、保護者や児童相談所等以外の方の招待を縮小して行った。

また、民生委員・児童委員、児童福祉関係者など、県内からの視察の受け入れについても従来のようにできていない。

第3 令和6年度事業計画

1 運営基本方針

こどもの人権に配慮した丁寧な関わりと、その子の将来に繋がる自立支援を行う。
児童相談所や分校のほか、関係機関との情報共有に努めるなど効果的な連携を図る。
児童やケースについての理解を深め、課題を整理した上で支援の方向性を定める。
児童に対する専門的なアセスメントを中心とした、実効性のある支援を計画・展開する。

(1) 継続的な支援の実施

①入所前からの受入体制の充実

児童にとって、学園での生活と体験が将来に繋がる礎となるように、入所前から児童相談所と密な連携、協力体制を築く。情報共有・把握のもと、処遇の方向性等を確認し相互理解の上で、その児童に応じた支援を考え充実させる。児童に関わる職員一人ひとりが温かい気持ちで迎え入れ、児童がスムーズに生活になじめる体制作りを行う。

②自立支援計画の充実と計画的実施

初期支援での児童のアセスメントをもとに、第1回目の自立支援計画を作成。概ね入園1～3ヶ月以内を目処に、学園における自立支援について児童相談所と共通理解を図るためのケース会議を開催する。なお、児童の成長や課題に応じて、定期的及び適宜に自立支援計画を見直し、評価を加えながら児童の自立へ向けての支援を推進していく。

③学園職員の「報・連・相」の徹底

入所前の情報や自立支援計画について、学園全職員が理解し、効率よく支援できるように情報共有の徹底を図る。発信する職員が、児童の生活の様子、関係性、課題や問題行動等についての情報を「正しく理解し、正しく伝える」ことを心掛ける。寮スタッフ会議において協議された個々の児童の支援課題について、随時に開催する「園内ケース会議」にて内容検討し、学園の方針を決定する。なお、学園運営にかかる議案については「運営会議」にて協議決定し職員に周知する。

(2) 児童相談所ほか関係機関との連携強化

児童の自立には、在園期間中に行う家庭や施設での生活訓練が必要となる。また退所後においては、関係機関の継続的な支援・協力が不可欠であることから、児童相談所と連携しながら、学校、施設などを巻き込んだ支援体制づくりを行っていく。

(3) 学園と分校の連携強化

学園職員と分校教員が、入所児童の行動特性を理解し合い、相互に支援にあたるよう、連携を深めていく。児童の学力向上のほか、¹⁷部活動や各種行事を通じて、一人ひとりの個

性を大切に、工夫を凝らした支援を行っていく。常に情報共有や職員間の意思疎通を意識し、一貫性のある支援を行う。

(4) 退園後支援（アフター支援）の充実

学園を退園した児童は、一定期間の継続した見守りと緊急時における対応を行うアフター支援が必要となる。児童が家庭や学校に適応し、健全な自立を目指して成長していけるよう児童相談所や関係機関との連携を図り、アフター支援計画に基づいた支援を行っていく。

(5) 職員の専門性の向上

児童個々の背景や特性を踏まえた専門的な支援を行うため、学園内外の研修等に積極的に参加し、資質の向上に努める。また、学園心理士及び嘱託医（児童精神科医）との連携を図り、月に一度「ケースカンファレンス」を開催するなどして、児童が示す言動や症状等への理解を深め、日々の支援を向上させる。

2 重点目標

学園の基本理念、基本方針のもと、こどもの人権を擁護し、常に「児童の最善の利益」を考慮した支援を行うことを基本に、今年度は、次のことを重点目標に掲げ、全職員一体となって児童の自立支援に取り組む。

(1) こどもの人権に配慮した学園運営

「子どもの権利を守る職員チェックリスト」による確認を毎月実施。また人権研修を実施する等、職員の意識向上に努めている。さらに外部相談員による「すまいる相談（苦情解決制度）」、「こどもアドボケイト」（こどもの権利擁護に係る実証モデル事業）の実施、施設心理士による定期的な面接など、子どもが意見表明しやすい環境整備に積極的に取り組んでいる。

(2) 安心安全な生活環境の保障

職員が支援や指導を行うにあたり必要となる基本的な安心感や信頼感を醸成するため、安心安全な生活環境を整える。日々の生活で、児童のサイン（予兆）を見逃さず支援に繋ぎ、問題行動発生時は、迅速に対応し適確な見極めと支援方針により、その児童の将来に繋がる支援を展開する。また、「新型コロナウイルス感染症対策」について、学園感染症対策委員会が中心となり、マニュアル等に基づいた、感染未然防止、感染拡大防止に努める。

(3) 効果的な支援方法の探究

児童が表す言動や変化に対して、集団生活をベースに個々に応じた関わりを工夫して行

い、自立に向け効果的な支援方法を探究する。児童の成長や課題に応じて、適切な時期に「自立支援計画」を策定、評価、見直しを行い、「児童に伝わる、分かりやすい支援」を心掛ける。

(4) 組織的な支援体制の構築

効果的な自立支援の実践には、正確な情報の伝達・共有や適確な判断・取組、連携など、組織的な支援体制（チームワーク）の構築が不可欠。

寮職員間の「報連相」の徹底に加え、各寮部会での活動を通じて、支援方針の理解や一貫性を確立する。また、こどもの人権擁護、職員人材育成、感染症予防策など、職員一人一人が意識を高く持ち取り組むべき事項については、令和2年度から各委員会を設置し活動を行なっている。

自立支援計画に沿った処遇の方向性と成果が見れるよう、職員相互の信頼関係、児童相談所との連携強化を図っていく。

3 主要行事予定

実施月	行 事 内 容
4月	1学期始業式 親睦レクリエーション
5月	
6月	ふれあい参観
7月	九州少年野球大会（福岡県） 1学期終業式
8月	全日本少年野球大会（群馬県） 寮キャンプ 児童一時帰省等 2学期始業式
9月	2学期始業式 カボスの収穫 ふれあいスポーツ大会
10月	九州バドミントン大会（福岡県）
11月	
12月	2学期終業式 クリスマス会 餅つき大会 児童一時帰省等
1月	3学期始業式
2月	ふれあい参観
3月	修了式
毎月	身体測定、誕生日会、買い物実習、避難訓練
定期的	内科健診、歯科健診、スポーツテスト

< 資 料 >

1 入・退所、在籍児童数

(単位:人)

①新規入所児童数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4月	1	3		1	2	2	3
5月	3	0		1	1		2
6月		3	2	1	1	1	1
7月	1	1	1	3		1	1
8月				1		1	
9月	3		1	1	1	1	
10月			2	1		2	2
11月			1				
12月	1		1	2	1	1	1
1月				1			
2月	1			1		1	2
3月	1	1		1	2	2	1
計	11	8	8	14	8	12	13

②退所児童数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4月		2	2		1	2	1
5月							
6月	1						
7月							
8月	1		2				3
9月		1					2
10月					2		
11月	1					1	
12月		2	1	1	2		1
1月			2	1	1		1
2月	2	2	1				
3月	8	1	4	6	8	4	7
計	13	8	12	8	14	7	15

③各月初日の在籍児童数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4月	12	9	10	7	12	6	11
5月	13	10	7	7	13	6	13
6月	16	10	7	8	14	6	15
7月	15	13	9	9	15	7	16
8月	16	15	10	12	15	8	17
9月	15	14	9	13	15	9	13
10月	18	14	10	14	16	10	12
11月	18	14	12	14	14	12	14
12月	17	14	12	15	12	11	14
1月	18	12	12	17	11	12	14
2月	18	12	9	15	12	12	13
3月	17	10	10	14	11	13	15

2 在籍児童の状況（年度推移）

（単位：人）

① 被虐待児童の状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
被虐待児童数 A	14	9	14	16	18	18	18	13	17
在籍児童数 B	23	20	23	18	18	20	20	18	24
割合 A/B	60.9%	45.0%	60.9%	88.9%	100.0%	90.0%	90.0%	72.2%	70.8%

年度	R3			R4			R5		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
被虐待児童数 A	12	6	18	8	5	13	9	8	17
身体的虐待	7	3	10	7	5	12	9	6	15
ネグレクト	5	4	9	2	1	3	3	4	7
性的虐待		1	1			0		1	1
心理的虐待	8	3	11	5	2	7	2	3	5
在籍児童数 B	14	6	20	12	6	18	15	9	24
割合 A/B	85.7%	100.0%	90.0%	66.7%	83.3%	72.2%	60.0%	88.9%	70.8%

② 性非行児童の状況

年度	R3			R4			R5		
	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子	計
性非行児童数 A	6	2	8	4	3	7	5	3	8
在籍児童数 B	14	6	20	12	6	18	15	9	24
割合 A/B	42.9%	33.3%	40.0%	33.3%	50.0%	38.9%	33.3%	33.3%	33.3%

③ 平均在籍期間（年度内退所児童）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平均在籍月数	14.0月	13.8月	12.7月	19.9月	13.5月	18.5月	13.1月	15.6月	11.1月

④ 退所児童の状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭引取	11	7	7	4	9	4	8	5	7
高校進学	7	6	6	4	5	2	5	1	2
特別支援学校			1		2	1		2	1
就職	2	1							
復学	2				2	1	3	2	4
措置変更	4	1	4	4	3	5	6	1	6
高校進学		1	1	3	1	1	2		1
特別支援学校			1		2	4			2
就職	2		1						
復学	2		1	1			4	1	3
住込就職									
家裁送致			2					1	2
計	15	8	13	8	12	9	14	7	15

3 令和5年度在籍児童の状況

(単位:人)

① 入所経路

	児童相談所の措置			家庭裁判所の審判	計
	家庭から	施設等から(措置変更)	再入所(再掲)		
男	10	3	1	2	15
女	5	3	1	1	9
計	15	6	2	3	24
割合	62.5%	25.0%	—	12.5%	100%

② 出身地

	市町村	男	女	計
	中央 児童 相談所	大分市	8	5
別府市		2	3	5
その他		4	0	4
				0
小計		14	8	22

	市町村	男	女	計
	津 童 相談所	日田市	0	1
豊後高田市		1	0	1
合計		1	1	2

※その他(臼杵市、津久見市、豊後大野市、由布市 各1名)

③ 入所時の学年

	小学生		中学生			高等部	計
	5年	6年	1年	2年	3年		
男	3	0	4	5	3	0	15
女	0	0	3	5	1	0	9
計	3	0	7	10	4	0	24

④ 入所時の年齢

	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	計
男	2	1	2	5	4	1	0	0	0	15
女	0	0	2	2	4	1	0	0	0	9
計	2	1	4	7	8	2	0	0	0	24

⑤ 問題行動（複数計上）

（単位：延件）

	喫煙 飲酒	家出 夜間徘徊	窃盗 (万引)	暴力	性非行	不登校	施設 不適応	器物 損壊	その他
男	2	0	2	8	5	1	1	4	7
女	2	4	0	2	3	5	2	0	6
計	4	4	2	10	8	6	3	4	13

⑥ 知能の状況

（単位：人）

	優秀 140～120	標準・上 119～110	標準・中 109～90	標準・下 89～80	境界域 79～70	遅滞		不明	計
						69～50	49～40		
男	1	1	2	3	6	2	0	0	15
女	0	0	6	1	1	1	0	0	9
計	1	1	8	4	7	3	0	0	24

⑦ 保護者の状況

	実父母	ステップ ファミリー	母子	父子	その他	計
男	3	3	9	0	0	15
女	2	2	5	0	0	9
計	5	5	14	0	0	24

⑧ 入所期間（年度内退所児童）

	1年未満	1年以上 1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上 2年未満	2年以上	計
男	6	3	0	0	9
女	2	4	0	0	6
計	8	7	0	0	15

⑨ 心理療法実施状況

（単位：延件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
心理面接	12	21	20	9	5	15	22	21	15	11	17	11	179
	(2)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(2)	(1)	(12)
心理検査	2	2	2	1	0	0	0	1	1	0	1	1	11

※()：初期支援時の心理面接

学園の心理士（常勤：1名）がそれぞれの児童に対して、月に1～2回の頻度で分校の授業時間を使って、継続的な心理面接を実施している。

その他、入園後の初期支援期間に心理士による面接を行い、心理検査（描画、投影法等）を実施している。

⑩ 令和5年度視察受入実績

○視察

No.	月日	団体名等	人数
1	1/22	児童養護施設 愛隣園(熊本県)	7

○実習

No.	期間	日	派遣元	人数
1	9月19日～ 9月22日	4	大分大学福祉健康科学部 心理学コース	4名
2	1月15日～ 1月19日	1	福岡少年院	1名